

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年2月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年2月8日
(2)事業者の氏名又は名称	富士見交通株式会社(法人番号7020001003282) 代表者 宇佐美 雅彦
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市磯子区森3-1-18 (本社営業所) 神奈川県横浜市磯子区森3-1-18
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(130日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条
(6)違反行為の概要	令和3年7月9日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条)、(2)乗務記録の不実記載(運輸規則第25条)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運賃届出、運賃変更届出違反(夕シ-適正化・活性化法第16条の4第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 13 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 13 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年2月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年2月8日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社泉自動車交通(法人番号8011602023082) 代表者 石川 隆久
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区北町2-31-22 (本社営業所) 東京都練馬区北町2-31-22
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和3年4月22日及び同年7月2日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(5)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年2月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年2月15日
(2)事業者の氏名又は名称	落合交通有限会社(法人番号2050002037587) 代表者 谷田川 正水
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県牛久市上柏田1-22-9 (本社営業所) 茨城県牛久市上柏田1-22-9
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(82日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6)違反行為の概要	令和3年5月26日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)運賃届出、運賃変更届出違反(タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和4年2月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年2月22日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社つばめタクシー(法人番号2030001005464) 代表者 佐野 敏樹
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市浦和区本太1-14-7 (本社営業所) 埼玉県さいたま市浦和区本太1-14-7
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和3年7月14日及び同年7月15日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)